

東海旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則の一部改正（特定者資格証明書等の様式変更に伴う改正）

現 行	改 正
<p>別表第1（第6条） （1）社会福祉事務所長発行用</p> <p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 契印 No. </div> <p style="text-align: center;">特定者資格証明書</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>住所</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> (写真) </div> <p>平成 年 月 日発行</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: right;">社会福祉事務所長 氏名 公印</p> <p style="text-align: center;">8.5cm</p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">（この証明書の使用上の注意）</p> <p>(1) この証明書は、特定者が、特定者用の通勤定期乗車券をお求めのとき又はその乗車券によつてお乗りになるときは、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでもお示しください。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸したり、譲つたりすることはできません。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者にお届けください。</p> <p>(4) この証明書は、特定者用の通勤定期乗車券の使用資格を失つたとき又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者にお返しください。</p> <p>(5) この証明書に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の公印のないものは、使用できません。</p> <p>(6) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇年間です。</p> </div>	<p>別表第1（第6条） （1）社会福祉事務所長発行用</p> <p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 契印 No. </div> <p style="text-align: center;">特定者資格証明書</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>住所</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> (写真) </div> <p>年 月 日発行</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: right;">社会福祉事務所長 氏名 公印</p> <p style="text-align: center;">8.5cm</p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">（この証明書の使用上の注意）</p> <p>(1) この証明書は、特定者が、特定者用の通勤定期乗車券をお求めのとき又はその乗車券によつてお乗りになるときは、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでもお示しください。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸したり、譲つたりすることはできません。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者にお届けください。</p> <p>(4) この証明書は、特定者用の通勤定期乗車券の使用資格を失つたとき又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者にお返しください。</p> <p>(5) この証明書に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の公印のないものは、使用できません。</p> <p>(6) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇年間です。</p> </div>

現行

(2) 市区町村長発行用

表

No.

特定者資格証明書

(写真)

氏名.....

年 月 日生

住所

上記の者は、児童扶養手当証書に記載された児童扶養手当受給者又はその者と同一の世帯に属する者であることを証明する。

平成 年 月 日発行

市区町村長 氏名 公印

8.5cm

備考 裏面に前号の裏面の注意事項を印刷する。

別表第2 (第6条)

特定者資格証明書交付申請書

平成 年 月 日

市区町村長 又は 社会福祉事務局長 殿

住所

氏名.....

年 月 日生

特定者資格証明書を交付して下さるよう、写真(最近6箇月以内に撮影した縦4cm、横3cm正面上半身のもの)及び を添えて申請します。

◆下欄には記入しないでください。

発行年月日	資格証明書番号	契	印
	No		

(B列5番)

改正

(2) 市区町村長発行用

表

No.

特定者資格証明書

(写真)

氏名.....

年 月 日生

住所

上記の者は、児童扶養手当証書に記載された児童扶養手当受給者又はその者と同一の世帯に属する者であることを証明する。

年 月 日発行

市区町村長 氏名 公印

8.5cm

備考 裏面に前号の裏面の注意事項を印刷する。

別表第2 (第6条)

特定者資格証明書交付申請書

年 月 日

市区町村長 又は 社会福祉事務局長 殿

住所

氏名.....

年 月 日生

特定者資格証明書を交付して下さるよう、写真(最近6箇月以内に撮影した縦4cm、横3cm正面上半身のもの)及び を添えて申請します。

◆下欄には記入しないでください。

発行年月日	資格証明書番号	契	印
	No		

(B列5番)

現行

改正

別表第3（第7条）

(1) 社会福祉事務所長発行用

表

(この証明書の使用上の注意)

(1) この証明書は、特定者が、旅客鉄道会社の通勤定期乗車券を購入するときに、1人1回に限って使用できます。

(2) 章印の欄は、特定者がインキ又はボールペンで記入してください。

(3) 章印の欄以外の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入してください。記入していないもの又は押印していないものは、使用できません。

(4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の公印、特定者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に特定者の認印がないものは、使用できません。

(5) この証明書又はこの証明書によってお求めになった通勤定期乗車券は、他人に貸したり、又は譲つたりすることはできません。

(6) この証明書によって通勤定期乗車券をお求めになるときは又はその通勤定期乗車券をお使いになるときは、必ず所定の資格証明書を携帯し、鉄道係員の請求があつたときはいつでもお示しください。

(7) この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（6箇月間）です。

裏

(この証明書の使用上の注意)

(1) この証明書は、特定者が、旅客鉄道会社の通勤定期乗車券を購入するときに、1人1回に限って使用できます。

(2) 章印の欄は、特定者がインキ又はボールペンで記入してください。

(3) 章印の欄以外の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入してください。記入していないもの又は押印していないものは、使用できません。

(4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の公印、特定者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に特定者の認印がないものは、使用できません。

(5) この証明書又はこの証明書によってお求めになった通勤定期乗車券は、他人に貸したり、又は譲つたりすることはできません。

(6) この証明書によって通勤定期乗車券をお求めになるときは又はその通勤定期乗車券をお使いになるときは、必ず所定の資格証明書を携帯し、鉄道係員の請求があつたときはいつでもお示しください。

(7) この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（6箇月間）です。

備考 乗車区間欄及び居住地欄は、特定者において記入することができる。

別表第3（第7条）

(1) 社会福祉事務所長発行用

表

(この証明書の使用上の注意)

(1) この証明書は、特定者が、旅客鉄道会社の通勤定期乗車券を購入するときに、1人1回に限って使用できます。

(2) 章印の欄は、特定者がインキ又はボールペンで記入してください。

(3) 章印の欄以外の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入してください。記入していないもの又は押印していないものは、使用できません。

(4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の公印、特定者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に特定者の認印がないものは、使用できません。

(5) この証明書又はこの証明書によってお求めになった通勤定期乗車券は、他人に貸したり、又は譲つたりすることはできません。

(6) この証明書によって通勤定期乗車券をお求めになるときは又はその通勤定期乗車券をお使いになるときは、必ず所定の資格証明書を携帯し、鉄道係員の請求があつたときはいつでもお示しください。

(7) この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（6箇月間）です。

裏

(この証明書の使用上の注意)

(1) この証明書は、特定者が、旅客鉄道会社の通勤定期乗車券を購入するときに、1人1回に限って使用できます。

(2) 章印の欄は、特定者がインキ又はボールペンで記入してください。

(3) 章印の欄以外の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入してください。記入していないもの又は押印していないものは、使用できません。

(4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の公印、特定者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に特定者の認印がないものは、使用できません。

(5) この証明書又はこの証明書によってお求めになった通勤定期乗車券は、他人に貸したり、又は譲つたりすることはできません。

(6) この証明書によって通勤定期乗車券をお求めになるときは又はその通勤定期乗車券をお使いになるときは、必ず所定の資格証明書を携帯し、鉄道係員の請求があつたときはいつでもお示しください。

(7) この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（6箇月間）です。

備考 乗車区間欄及び居住地欄は、特定者において記入することができる。

現行

(2) 市区町村長発行用

表

[印]

特定者用定期乗車券購入証明書

第.....号

乗車券の種類	通勤定期乗車券	
※乗車区間	駅から 駅まで	線 由
※居住地		
特定者の氏名 年齢及び性別	(才) 男 女	
実 務 証 明 書 の 番 号		
有効期間	平成 年 月 日 まで	

上記の者は、児童扶養手当証書に記載された児童扶養手当受給者
又はその者と同一の世帯に属する者であることを証明する。
平成 年 月 日発行

発行者 市区町村長 氏名 [印]

(発行額)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(乗車運賃)	(送金運賃)

証明書に記入された個人情報は、申込内容並びに割引定期券の購入
に必要な資格や条件の確認に使用します。

9.1cm

- 備考 (1) 6枚つづりとする。
(2) 裏面に前号の裏面の注意事項を印刷する。

改正

(2) 市区町村長発行用

表

[印]

特定者用定期乗車券購入証明書

第.....号

乗車券の種類	通勤定期乗車券	
※乗車区間	駅から 駅まで	線 由
※居住地		
特定者の氏名 年齢及び性別	(才) 男 女	
実 務 証 明 書 の 番 号		
有効期間	年 月 日 まで	

上記の者は、児童扶養手当証書に記載された児童扶養手当受給者
又はその者と同一の世帯に属する者であることを証明する。
年 月 日発行

発行者 市区町村長 氏名 [印]

(発行額)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(乗車運賃)	(送金運賃)

証明書に記入された個人情報は、申込内容並びに割引定期券の購入
に必要な資格や条件の確認に使用します。

9.1cm

- 備考 (1) 6枚つづりとする。
(2) 裏面に前号の裏面の注意事項を印刷する。

附則

この通達は、平成30年3月17日から施行する。